

# 子どもの発達と 起こりやすい事故



お話

山中 龍宏 Yamanaka Tatsuhiro

緑園こどもクリニック院長。産業技術総合研究所・傷害予防工学研究チーム長。前こどもの城小児保健部部長。著書に「子どもの誤飲・事故（やけど・転落など）を防ぐ本」（三省堂）など多数。

取材・文/西室 弓絵

子ども<sup>\*</sup>の事故は、小さな事故から命にかかわる大きな事故まで、その内容はさまざまです。なぜ、子どもは事故に巻き込まれるのでしょうか。どんな予防法があるのでしょうか。小児科医の山中龍宏先生に伺いました。

<sup>\*</sup>主に、0～6歳児が対象。子どもによって成長は異なるので、記事に出てくる年齢はあくまでも目安です。

## 発達するから事故にあう そして生後5カ月から誤飲が始まる

50年以上にわたり子どもの死因の上位に位置するのが不慮の事故です。忘れてならないのは、死に至らないケースはもっと多くあるということです。1～4歳では死亡1に対して入院は65倍、外来受診は5,850倍、という深刻な数値が示されています<sup>\*1</sup>。さらに、家庭で処理する事故はそれ以上あると考えられています。どのレベルであろうと、事故は全家庭で起きる可能性があります。最悪の事態を招かないためにも予防対策はしっかり立てたいものです。

それにはまず、子どもの発達段階を知る必要

3カ月くらいになると、乳児は手足をばたつかせて頭の方へずり上がります



があります。昨日できなかったことが今日できるようになるのが子どもです。視界に入るものに興味を持ち、好奇心のままに触ったり口に入れたりします。生後約5～6カ月になると、小さな物を自分でつかめるようになります。何でも口に入れようとし、入れたものが気道を詰まらせて窒息につながることも。ピーナッツのような豆類は、のどや気管の中に入ると水分を吸収して大きくなり、取りにくくなることがあるので注意が必要です。また、寝返りやすりばいを始めるようになると、寝ている間も動くので、寝かせるときはよだれかけや衣類などのひもを外し、首に巻きつくのを防ぎましょう。ソファやおむつ交換台からの転落にも注意しましょう。

そして、5カ月過ぎから2歳ぐらいまでに多い事故が“誤飲”です。特に、寝返りを始め、ひとり歩きができるようになる6カ月から1歳半までの誤飲が非常に多く、細心の注意が必要になってきます。

公益財団法人日本中毒情報センターによると、急性中毒に関する年間の相談件数は、約3万7000件で、その約80%は5歳以下の子どもによる誤飲の相談です（2011年受信報告）。誤飲するものは、化粧水やマニキュアなどの化粧品、次にたばこ（空き缶を灰皿代わりにして子どもがその残り液を誤飲してしまうケースも多

## 子どもの発達と 起こりやすい事故



い)、漂白剤などの洗浄剤と続きます。また異物を飲み込むケースでは硬貨が最も多く、針、画びょう、ボタン電池、携帯電話のストラップやお母さんの「つけ爪」を飲み込むなどの事例もありました。

予防のために、乳幼児の口径は39mm前後で、飲み込める長さの値は51mmというデータがありますから、このサイズ以下のものは子どもの口の中に入る危険性があると認識し、床から1m以上の高い場所に上げておきましょう。

### はいはいからひとり歩き、 3歳までは家庭内事故に注意

この頃になると、身体能力も知的好奇心も活発化します。自由に移動できるので、転倒、転落、やけどなどが多発します。特に、お風呂は2歳までの子どもにとっては「魔の領域」。浴室内での転倒、高温の給湯や沸かし過ぎたお湯によるやけどなど重症事故も多く発生します。浴槽での溺死も毎年起きていますから、2歳になるまでは湯船に残し湯をしないなどの対策が必要です。

調理器具や暖房器具などで、やけどの危険性の高いものは、床や子どもの手が届く範囲には置かないようにします。電気炊飯器の蒸気の吹

き出し口温度は高いものでは98℃にもなりません。数秒間蒸気に触れただけで、皮膚の薄い子どもの手は指がくっついてしまうほど重傷を負うこともあります。

### 3歳を過ぎると 屋外での事故が多くなる

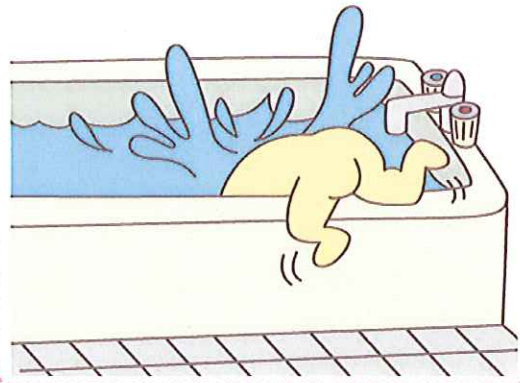
3歳を過ぎると、目の前のものに意識を奪われる傾向が強くなってきます。例えば、「飛び出し事故」などがその例です。ボールに意識が集中し、周囲にまで注意が及びません。また、公園では、ブランコや滑り台に夢中になり転落する事故、自動車のパワーウィンドーやサンルーフで遊んでいて、指や首を挟む事故などが起こります。大人が注意を払うのはもちろんですが、子どもにも何が危険で、どうすれば安全かなど、危険回避の方法や、製品、遊具などの安全な使い方を教えることも大切です。

自転車に乗るときはヘルメットをかぶる、川遊びなどではライフジャケットを身に着ける、車に乗ったらチャイルドシートを着用するなど、科学的に裏付けのある予防法があるものは、事故を未然に防ぐためにも必ず実行したいものです。

液体に溶けたニコチンは吸収が早く危険です



洗い場から浴槽のふちまでの高さが50cm以下だと、転落する可能性が高くなります



# 子どもの発達と 起こりやすい事故



## 親も社会も一丸となって 子どもを事故から守ろう

子どもの死亡事故が発生すると、保護者の管理責任が問われ、保護者も自分の責任だと、後々まで自分を責めたりもします。しかし、本当に「親の責任」や「親の不注意」だけなのでしょうか。

新製品が出ると、そこでまた新しい事故が発生します。時代とともに新しい事故は発生するのです。ですから、事故にあったら、製品の安全性に問題がなかったか、こういった状況で事故は起きたのかなど、事故を誘引した原因を保護者も、医療関係者も、製品メーカーの開発担当者も考え、事故の詳細な状況を記録し、まとめた情報は積極的に公開することが重要になってきます。

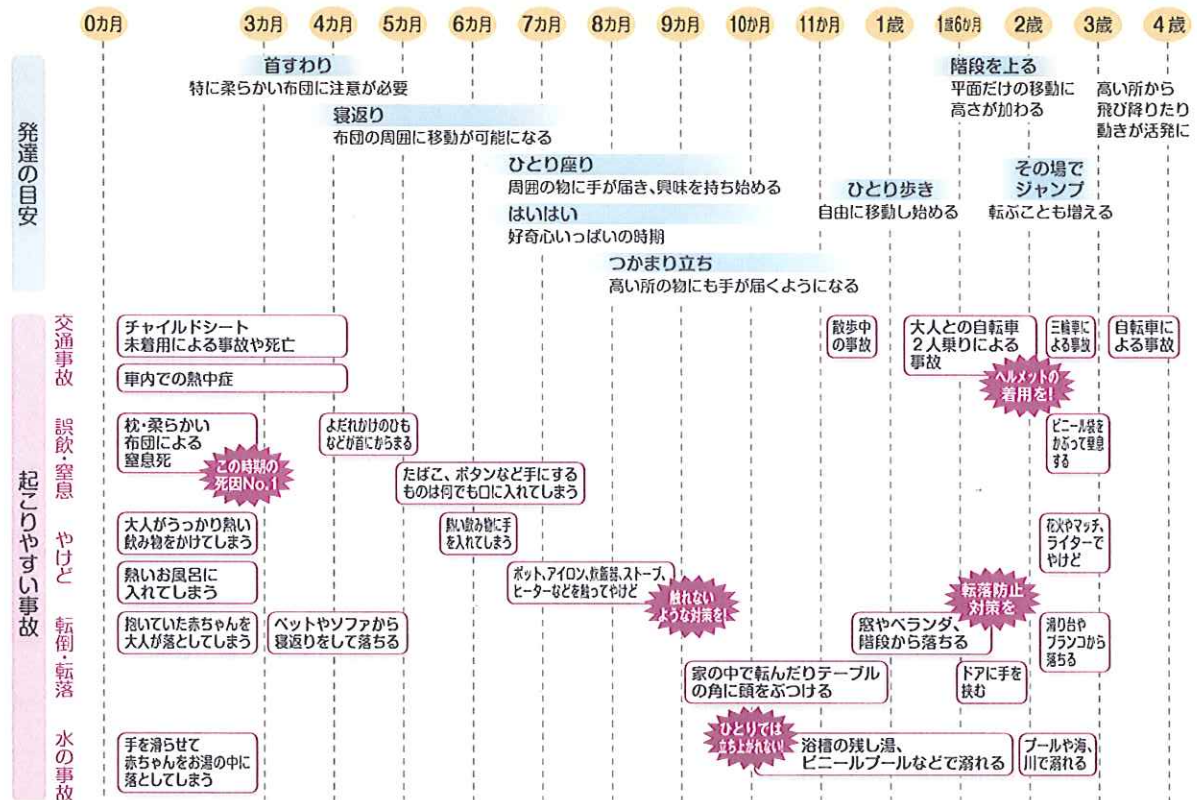
子どもの事故の発生メカニズムは、親を責め

ることで解明できません。むしろ製品などの危険性が「親の責任」の陰に隠れてしまいかねないのです。未然に事故を防ぐということは、事故を科学的に分析し、それをもとに防止策を考え実践するという事です。社会全体が子どもを事故から守る覚悟があれば、小さな命は未然に事故から救われるのです。

**!** 事故にあったときは、まずは119番、たばこや家庭用品などの化学物質を飲み込んだときはかかりつけの医師や中毒110番\*2(ただし、化学物質、医薬品、動植物の毒等による急性中毒について、実際に事故が発生している場合に限定し情報を提供)、異物誤飲については最寄りの医療機関に相談しましょう。

- \*1 「子どもに安全をプレゼント」事故防止支援サイトより  
<http://www.niph.go.jp/soshiki/shogai/jikoboshi/>
- \*2 公益財団法人 日本中毒情報センター  
大阪 072-727-2499 (365日、24時間対応)  
つくば 029-852-9999 (365日、9~21時)

表 子どもの発達と事故例(始まる時期)





# 子どもの 製品による事故

— 全国の消費生活センターに寄せられた事例より

近年、PIO-NET (全国消費生活情報ネットワーク・システム) \*3  
に寄せられた子どもの危害の事例をいくつか紹介します。

## 衣類による事故

公園で1歳女児が遊んでいたところ、着ていた乳児用ロンパースの金属製ファスナーであごの皮膚を切ってしまった

昨年生まれた孫が、着ていたベビー用ベストのプラスチック製のボタンを飲み込んだ。3日後に便と一緒に出てきた

3歳男児が、パーカーについているゴム製のひもを引っ張って遊んでいたところ、ひもの先端のプラスチックが目に当たった。白目に出血があり、黒目にはこすれた痕があった

衣類に起因する子どもの事故が後を絶たないため、国内では、業界団体がガイドライン\*4を策定しています。衣類を作る事業者も、選ぶ保護者も安全への配慮が大切です\*5。

## 乗り物玩具による事故

2歳の男児が素足で自転車\*6に乗り、7歳の姉が押しあたりしていた。次男が突然悲鳴を上げたので駆け寄ると、左足親指の先がギヤ板とチェーンのかみ合い部分によって切れて大量の血が出ていた\*7

4歳の息子が自転車\*6で転倒した際に、むき出しになっているチェーンに手指が入り、爪が剥がれた

玩具であろうと自転車であろうと子どもが使う製品については、事業者によりいっそうの安全への配慮が望まれます。保護者は、子どもに使わせるときには、危険な部分がないか確認し、遊んでいるようすにも気を配りましょう。



子どもが商品やサービスで危害にあたり危険だと思ったら、近くの消費生活センターに相談してください。また、国民生活センターのホームページでは危害情報に基づいた注意喚起を行っているのでご覧ください\*11。

## 飲食物による事故

小2の娘が、350mlの缶入りサワーをジュースと間違えて買い、全部飲んでしまった

お酒

「酒マーク」の例

缶に「酒マーク」\*8が付いていても清涼飲料と見間違えるような酒類が多く販売されています。事業者も保護者も、子どもの手が届かない場所に置きましょう。

5歳の息子の顔が赤く、陽気にはしゃいでいるので、おかしいと思ったら、ラムレーズン入りのビスケットを3枚食べていた

飲料は、アルコールを1%以上含有しているものについては「酒類」の表示が義務づけられています\*9。しかし、菓子類にはアルコールの含有量に関する法的な規制はありません。

卵アレルギーのある11歳の息子にコンビニで買ったティラミスを食べさせたら、アナフィラキシーショック\*10を起こした

ティラミスの原材料の表示に「卵」の表示がありませんでした。アレルギー物質の表示漏れにより、コンビニと製造業者はこの商品を自主回収することになりました。

\*3 国民生活センターと全国の消費生活センター等をオンラインネットワークで結び、消費生活に関する情報を蓄積しているデータベースのこと。

\*4 「子供衣類の設計に関する安全対策ガイドライン」(改訂版)  
<http://www.jwca.or.jp/act/data/1003chg12.pdf>

\*5 東京都ホームページ「子ども用衣類の安全確保について」  
<http://www.metro.tokyo.jp/INET/KONDAN/2007/03/40h3q101.htm>

\*6 事例では「自転車」という言葉が使われているが、いずれも道路交通法で決められた公道を走るための装備を備えていなかった。正確には「自転車」ではなく、「自転車型乗用玩具」。

\*7 国民生活センターホームページ「相談事例と解決結果」より  
<http://www.kokusen.go.jp/jirei/data/200306.html>

\*8 2000年、日本洋酒酒造組合は自主基準を設け、アルコール分10度未満の低アルコールリキュール等について、酒マーク(円形または楕円形の中に「お酒」という文字)を表示している。

\*9 「酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律」

\*10 急性アレルギー反応のひとつ。

\*11 国民生活センターホームページ「子どもの事故」  
[http://www.kokusen.go.jp/soudan\\_now/data/kodomo\\_jiko.html](http://www.kokusen.go.jp/soudan_now/data/kodomo_jiko.html)

